

自治区運営アプリCHIKUWA! Q & A

更新日：2026/9/18

No.	項 目	質 問	回 答
1-1	一般	全自治区が登録・利用しないといけないのか	自治区の判断で登録・利用いただくこととしています。 デジタルに不慣れ、デジタル化に興味はあるもののどのようなツールを導入したらよいか悩む自治区に対して、区長会として支援することを目的に「推奨アプリ」を選定・導入を決定しております。 一方で、全自治区の区長はじめ管理者10名まで利用できる環境を整備済みのため、ぜひ使用していただきたいと考えています。
2-1	利用登録	ガラケーでの登録・利用ができるか	ガラケーでの利用はできません。 スマートフォンでご利用ください。
2-2	利用登録	スマートフォンは使用せずに、パソコンのみでの利用は可能か	スマートフォンでの導入が必須となります。 スマートフォンでの利用登録後にパソコンで利用できる I D とパスワードが発行されます。
2-3	利用登録	アプリの登録に必要な情報は	「12桁の団体番号」「氏名」の登録が必須となります。 区長の場合は登録時に「区長」の選択をお願いします。 自治区ごとに、自治会名・組名・世帯人数・連絡先など任意の登録項目を設定できます。（各登録項目について「必須」「任意」の設定が可能）。 【導入説明資料：P21】
2-4	利用登録	登録時に自治区の役職を設定できるか	自治区ごとに設定可能です。 「団体管理者メニュー」→「団体情報の設定」から会員情報に追加することで、自治区ごとに設定できます。 【導入説明資料：P21】
2-5	利用登録	iPhoneでアプリをインストールする際、支払い方法の登録を求められ、インストールができない	iPhoneの支払い情報の設定の影響が考えられます。以下のホームページを参考にしてください。 https://www.softbank.jp/support/faq/view/11622
3-1	管理者利用登録	管理者は誰を登録すればいいのか	区長はじめ自治区役員や事務員の登録を想定しています。 管理者は登録者情報の管理や、回覧等の配信、相談グループの作成、アプリの各種設定を行う権限があります。 必ずしも自治区役員全員が管理者に登録する必要はありません。
3-2	管理者利用登録	区長個人のスマートフォンではなく、自治区所有のスマートフォンで登録してもよいか	自治区所有のスマートフォンでも問題ありません。
3-3	管理者利用登録	アプリへの管理者の利用登録は何人まで可能か	団体管理者は配布した「管理者登録疏黄団体番号」により10名までの登録が可能です。
3-4	管理者利用登録	自治区役員が11人いるが管理者に11名の登録ができないか	管理者登録は10名までに制限されます。 管理者は、会員情報の管理や配信など実務を行う方を登録いただく運用をお願いします。
3-5	管理者利用登録	区長交代時の管理者の変更方法	「団体管理者メニュー」「団体の管理」「会員一覧」から変更が可能です。 【導入説明資料：P54-55】
4-1	操作方法	管理者メニューの開き方	アプリ右上の「メニュー」から「団体管理者メニューを開く」を選択、「アカウント情報を自動登録する」を選択することで、利用が可能となります。 【導入説明資料：P14】 ※初回のみ「ログイン I D、パスワード」が発行されますので、忘れないようにメモをお願いします。 ※ログイン I Dは、アプリ右上「メニュー」→「各種設定」→「アカウント情報」から確認できます。パスワードを忘れた場合は、同ページから再設定可能です。
4-2	操作方法	パソコンでの利用は可能か	パソコンでの利用が可能です。【導入説明資料：P16】 ※アプリ右上「メニュー」→「各種設定」→「アカウント情報」からパソコンログイン用の U R Lを確認できます。 ※ログインには、管理者メニュー初回登録時に表示された「ログイン I D、パスワード」が必要です。
5-1	利用料	アプリの利用に利用料はかかるのか（自治区管理者の利用登録で費用が発生するのか）	アプリの導入経費・全体のシステム使用料は区長会が負担するため、各自治区の負担はありません（区長会～自治区管理者間の利用分） ただし、自治区の区民までの利用を行う場合は、自治区ごとに申し込み月額使用料の負担が生じる見込みです。
5-2	利用料	自治区利用料金における世帯数の考え方は	年度末に市へ報告いただいている自治区加入世帯数に基づきます（アプリの利用世帯数・利用者数ではありません）
5-3	利用料	自治区の負担する利用料について市の補助はあるか	支援策については検討中です
6-1	配信	自治区独自の回覧を配信することは可能か	自治区として利用申し込みを行うことで自治区管理者から区民への配信が可能となります（月額利用料の負担が生じます） 【導入説明資料：P30-31】
6-2	配信	自治区内の自治会や組単位での回覧の配信は可能か	配信の範囲（公開範囲）を事前に設定することで、特定のグループや特定の個人に対しての配信が可能です。 【導入説明資料：P22-27】
6-3	配信	地区単位での配信範囲可能か	地区区長会の管理者に登録することで、地区区長会から地区内の自治区に対しての配信が可能となります（運用を希望される地区区長会へは、別途登録方法をお伝えします）
6-4	配信	支所や交流館からの配信が可能か	支所や交流館が、地区区長会の管理者アカウントへ登録することにより、交流館・支所からの配信等が可能となります。 なお、地区区長会管理者アカウントへの登録や運用については、各地区区長会で運用を決めていただくことを想定しています。
6-5	配信	自治区が配信できる回覧数に制限はあるか	制限はありません（配信数に応じた追加料金も発生しません）
6-6	配信	回覧板機能で配信できるファイルの種類・データ容量は	回覧板では、PDFと画像データ（JPG,PNG,HEIC等）を配信可能です。1つの配信につき10MBまで5ファイルまで配信できます。 共有資料では50MB以内の画像（JPG,PNG,HEIC等）・PDF・マイクロソフトオフィス系のデータ（Word、Excel、PowerPoint）を保存できます。
6-7	配信	配信した回覧板はいつまで閲覧できるか	配信から3年間保存されます 管理者が任意のタイミングで削除することも可能です
6-8	配信	回覧板の既読の確認はできるか	団体管理者メニューから会員ごとの既読状況を確認できます【導入説明資料：P33】
6-9	配信	回覧文書を1件1件個別に配信する理由は	「〇月回覧」として配信すると、1つの回覧記事に複数の電子データが添付されることになるため、回覧タイトルでの検索性がなく情報が埋もれてしまうリスクがあります。配信時に回覧文書の内容が分かりやすいように、また、後に再確認する際に検索しやすいように、1件ずつ配信することとしています
6-10	配信	区長宛文書の配信を資料データの添付ではなく、区長会ホームページの U R Lリンクとする理由は	回覧板機能に添付できる文書数は最大5件となります。自治区区長宛て文書は毎月の依頼件数が多く、回覧板での配信とした場合には、毎月の配信数が多くなってしまうことが懸念されるため、「H P への資料掲載のお知らせ」として配信することとしています。

No.	項 目	質 問	回 答
6-11	配信	他のアプリを使用しているが、CHIKUWA!で区長が受信した回覧資料を別のアプリで区民に配信することはできるか	アプリ間の互換性はありません 他のアプリを利用して区民に配信する場合は、CHIKUWA!で受信した資料をスマートフォンやパソコンに保存し、アプリに添付して配信することになります
7-1	機能	【回覧板】	回覧文書等の送受信ができる機能です。現在の環境下では、毎月の区長会からの回覧文書を受信することができます。 区民までの利用に拡大することで、自治区独自の回覧を配信・受信することも可能です。【導入説明資料：P30-34】
7-2	機能	【相談グループ】	自治区内での相談ごと等についてチャット形式で意見交換ができる機能です 【導入説明資料：P36-42】 アプリ登録者の中から特定の人のみが参加する相談グループを作成することもできます （事前に特定の指定した「公開範囲」の作成が必要です【導入説明資料：P22-27】）
7-3	機能	【共有資料】	自治区の規約などの自治区内で共有したい資料を掲載できる機能です 【導入説明資料：P44-48】
7-4	機能	【防災情報】	防災に関する情報（ホームページ等）のURLを掲載できる機能です 【アプリ共有資料：「操作マニュアル（団体管理者）」→「詳細マニュアル」→「4_表示項目：防災情報リンクの管理」】
7-5	機能	【地域情報（地域カレンダー）】	自治区行事等を登録できるカレンダー機能です 令和8年10月以降のスケジュールから登録可能となります。 【アプリ共有資料：「操作マニュアル（団体管理者）」→「詳細マニュアル」→「7_表示項目：地域カレンダーの管理」】
7-6	機能	【地域情報（その他）】	任意のホームページのURLを掲載可能です（全市一律で、市ホームページ、区長会ホームページのURLを掲載しています）。各自治区で自治区のホームページなどを追加登録することも可能です 【アプリ共有資料：「操作マニュアル（団体管理者）」→「詳細マニュアル」→「5_表示項目：地域情報リンクの管理」】
7-7	機能	区費の集金機能はあるのか	自治区ごとに団体管理者ページから申し込みすることで利用できます クレジットカード決済・手数料は1決済ごとに（決済額の3.0%＋80円）が必要となります ※手数料の負担は自治区もしくは会員を自治区ごとに選択可能
7-8	機能	安否確認機能はあるか	現在の環境下では利用できません 自治区単独での導入はできないため、区長会での導入が必須となります なお、相談グループの機能を使用してチャット形式で安否確認を行うことは可能です
7-9	機能	他にアプリを導入することによるメリットはあるか	会員証を表示できる機能があり、夏祭りなどの自治区行事の際に、会員証を提示した区民に対して記念品や飲み物を渡すなどの利用ができます（自治区に加入していることのメリットとしての活用）
7-10	機能	ホームページのアイコンの名称・配置などを自治区ごとに変更できるか	変更できません
8-1	個人情報	利用者の個人情報を閲覧できる権限について	自団体の会員情報は管理者権限で閲覧可能です 館員登録時に入力を求めた項目についてのみ団体管理者画面から閲覧できます なお、下位団体の会員情報は管理者の氏名以外は閲覧できません（地区区長会の管理者からは、各自治区の管理者名のみ閲覧可能、各自治区の住民については閲覧できない）
8-2	個人情報	利用者（住民）間で連絡先などが共有されないか	個人のアカウント等で繋がるものではないため、利用者間で連絡先は共有されません
9-1	実証利用	実証利用の内容は	住民までの利用を試行いただく10自治区を募集します 実証利用自治区に選定された場合は、R8年12月～R9年3月までの間、利用料無料で住民までのアプリ利用が可能となります。 実証利用自治区については、自治区内で積極的にアプリを活用いただくとともに、活用した内容等について報告等の協力をいただくことを予定しています。
9-2	実証利用	実証利用の申し込みが10自治区を超えた場合は	10自治区限定としているが、申し込み状況に応じて、区長会役員会で対応を検討します
9-3	実証利用	自治区役員のみでアプリを試してみたいが、実証利用に申し込んでもよいか	実証利用では住民の階層までの利用を検証することとしているため、一般住民を含めた11名以上の人数での利用を前提としていただきたいです。 なお、実証利用に申し込まずとも、管理者として10名までの登録ができるため、役員等10名までであれば、現在の環境で主な機能の利用は可能です
9-4	実証利用	実証利用後、4/1以降も自治区住民までの利用を継続する場合に手続きは必要か	3/10までに区長会事務局に継続が否かを申し出ていただきます。 自治区側での申請やシステム操作は不要です。
9-5	実証利用	実証利用後、4/1以降の住民利用をやめたい場合の手続きは	3/10までに区長会事務局に申し出てください。 申し出後は、住民利用ができなくなりますが、管理者の利用は継続されます。 ※3/10以降に申し出がされた場合は、利用料が発生場合があります。
9-6	実証利用	世帯数が10世帯しかない場合、デモ自治区に申し込みないか	デモ自治区の申し込み要件としている「11名以上の利用」については、自治区役員のみでなく一般住民の方までの利用を実証する目的から設定したものです。 世帯数が10以下の場合においても、一般住民の方まで利用いただける場合は、申し込み可能です。 なお、自治区のご判断となりますが、自治区世帯数が10世帯未満の場合、全住民が管理者として登録することで、住民階層までの拡大を行わずとも回覧や資料共有などの必要な機能は使用できます。
10-1	自治区利用申請	一般住民までの利用を開始する場合の手続き	区長会事務局へ利用開始・解約を希望する旨を申し出てください。 毎月10日までに受け付けた利用開始・解約の申し出について、区長会事務局からシステム会社へ報告します。報告後、5営業日以内に利用可能となります（以降、利用料金が発生します）。 利用料の支払い方法については、改めて情報共有いたします。
10-2	自治区利用申請	小規模な自治区が多いため複数の自治区と共同で登録することはできるか	自治区ごとに登録する運用としており、複数の自治区で共同運用することは想定していません
10-3	自治区利用申請	自治区住民までの利用を開始した後、中途解約は可能か？	解約希望月の10日までに区長会事務局への申し出ることによって解約が可能です 例）3/31で解約する場合は、3/10までに区長会事務局へ申し出
11-1	住民利用登録	一般住民のアプリへの利用登録方法	団体管理者用とは別に「団体登録番号」を発行します。登録方法については管理者の登録手順と同様です。
11-2	住民利用登録	一般住民のアプリへの利用登録は何人まで可能か	毎年度末に報告いただいている自治区世帯数まで世帯代表者を登録可能です。 なお、世帯員（家族）については1世帯10名まで登録可能です。
99-1	その他	自治区内でアプリの導入について相談するため、役員分の資料が欲しい	アプリ内の共有資料に資料データを保存しています また、区長会ホームページにも同様の資料を掲載しています （ https://toyota-kuchokai.org/page-53/ ）

No.	項 目	質 問	回 答
99-2	その他	現在、自治区内でLINEを活用しているが、LINEと比較してどのようなメリットがあるか	【自治会長様向け説明会：P23-26】
99-3	その他	アプリのサイズ（データ容量）はどの程度か。また、閲覧等のデータはサーバーに見に行く形か、スマホに保存される形か（自分のスマホのストレージにあまり余裕がないので心配している）	CHIKUWA!はWebアプリとなりますので、閲覧板の記事本文や共有資料は、閲覧時にサーバーからデータ取得して表示します。 通常、スマートフォンに保存され続けることはありません。 ただし、PDFなどの添付ファイルを開くときは、表示するために一時的にスマートフォンの中に保存される場合があります。 この一時的なデータは、端末やアプリの判断で自動削除されます。 そのため、資料の閲覧のみで、閲覧資料がすべてスマートフォンに永久保存され、容量を使い続けることはありません。 なお、スマートフォンの「ダウンロード」や「ファイルに保存」などを使ってご自身で保存した場合は、そのファイル分の容量が必要になりますのでご注意ください。
99-4	その他	閲覧板や共有資料を受信・閲覧した場合の通信料はどれほどか（スマホの通信料の制限を超えないか心配している）	CHIKUWA!のコンテンツはテキスト/画像/PDFなどが主体となります。 あくまで目安となりますが、各コンテンツ大きくても1MB程度も無いものが大半ですので、積極的にアプリを活用したとしても月に1GB行か行かないか程度であると考えております。 バックグラウンドで通信なども基本行いませんので、全くアプリを利用しない場合の通信量はほとんどありません。 ただ、前提としてアプリを利用すればするだけ通信量が発生しますので、一律これだけという回答は難しいです。